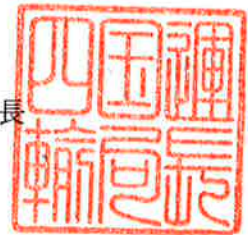


四運自旅第622号
四運自貨第145号
四運自監第132号
四運技整第503号
四運技安第172号
令和7年1月20日

四国トラック協会連合会会長 殿

四国運輸局長



降積雪期における輸送の安全確保の再徹底等について

降積雪期における輸送の安全確保については、令和6年11月20日付け四国運輸局長通達「降積雪期における輸送の安全確保の再徹底等について」により、各事業者団体に対し、傘下会員への周知徹底を依頼しているところです。

そのような中、別紙のとおり令和7年1月10日に徳島県三好市内の国道32号において、四国運輸局管内の大型事業用自動車の立ち往生をきっかけとした渋滞及び車両滞留の事案が発生しました。

当該事業用自動車は、当日、天候は雪で大雪注意報発令中であったにもかかわらず、冬用タイヤ未装着の上、チェーン未携行であったため、立ち往生したものです。本事案は、上記通達における「大雪に備え、最新の気象情報や交通情報に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと」という趣旨に全くそぐわない事案であり、極めて遺憾であります。

つきましては、改めて貴会傘下会員に対し、当該通達の趣旨を周知徹底していただくとともに、特に下記の事項について重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、冬用タイヤ未装着等により事業用自動車立ち往生した場合、運送事業者に対する監査を行い、輸送の安全を確保するための措置が不十分と判断されれば、行政処分の対象となることを申し添えます。

記

1. 大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。なお、「自動車の点検及び整備に関する手引き」を活用するなどして、適切なタイヤ脱着作業及びタイヤ脱着後の保守管理を実施すること。
2. 点呼において事業者は、ドライバーに対して事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないことになっており、気象情報から予測される危険性について注意を促すとともに、1. に掲げる気象情報等の伝達及び冬用タイヤの装着、チェーンの携行の確認を確実に実施し、その結果を点呼記録簿に記載すること。